

## 大阪にふさわしい大都市制度推進協議会

### 〈第1回協議会 議事録〉

■日 時：平成24年4月27日(金) 13:00～14:20

■場 所：大阪府議会 第1委員会室

■出席者：浅田均会長、大内啓治副会長、松井一郎委員、橋下徹委員、横倉廉幸委員、今(名簿順)井豊委員、大橋一功委員、東徹委員、清水義人委員、林啓二委員、花谷充愉委員、中村哲之助委員、美延映夫委員、坂井良和委員、明石直樹委員、高山仁委員、木下吉信委員、柳本顕委員、松崎孔委員、山中智子委員

(事務局)

それでは、ただいまから第1回大阪にふさわしい大都市制度推進協議会を開会させていただきます。

今回は、大阪にふさわしい大都市制度の推進に関する条例及び協議会規約第6条第2項に基づいて、2分の1以上の全員の委員の方が出席をされているということで、定足数に達し会議が成立していますので、まず事務局のほうからご報告させていただきます。

なお、この協議会については、お手元にお配りをしております資料のとおり、同条例第6条第6項により、会議は公開と定めております。そういうことから、傍聴を認めさせていただくとともに、会議の状況についてインターネット配信を行っておりますので、よろしくお願いたします。

それと、マイクのほうなんですけれども、自動的に発言されると声を拾うということで、スイッチを押していただかなくても結構だと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、早速ですが、まず、会長及び副会長を選任いただきたいと思います。それまでの議事進行につきましては、年長の委員である大阪府議会の中村委員に労をおとりいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

(中村委員)

皆さんこんにちは。大阪府議会の民主ネットの中村でございます。私がこの中で一番の年長だということで、坂井委員より一月早いらしいんですが、よろしくお願いたします。

それでは、早速でありますけれども、会長、副会長の選任につきまして、条例第5条によって、協議会に会長及び副会長1人置くとなっております。会長及び副会長は委員の中から協議によって定めることになっておりますので、選任に関しまして皆さん方のご意見をお受けしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

松井委員、どうぞ。

(松井委員)

会議の円滑な議事進行ということで、円滑な議事進行にたけておられる府議会議長の浅田委員を会長とし、市議会議長の内大委員を副会長ということでお願いしてはいかがかと

と思いますが、どうでしょうか。

(中村委員)

今、松井委員からございましたご発言のとおりに選ばせていただくということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

(中村委員)

本来、決め方は、私は進行役でありますので、会長を決めて、会長が決まりましたら、本来、会長が副会長を決めていただくというルールになっていると思うんですが、こんな場ありますので、あわせてそういう形でご了解をいただくということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(中村委員)

それでは、ただいま松井委員からありましたように、会長に浅田委員、副会長に大内委員ということでよろしくお願いいたします。

(事務局)

中村委員、ありがとうございました。

それでは、会長、副会長、中村委員におかれましては席の交代をさせていただきますので、少しお待ちいただきますよう、よろしくお願ひします。

それでは、浅田会長、よろしくお願ひいたします。

(浅田会長)

それでは、早速ですが、第1回大阪にふさわしい大都市制度推進協議会の議事を進めさせていただきますと思います。

次第をお配りいたしておりますが、次第にありますとおり、まず、会長、副会長のほうから一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま会長にご推挙いただきました浅田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

条例の規定の第5条に、会長は協議会を代表し会務を総理するという規定があります。この規定を受けまして、今後、協議会の円滑な運営に向けて、各委員皆様方のご協力を得ながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、大内副会長のほうからごあいさつをいただきます。

(大内副会長)

ただいま副会長にご推挙いただきました大阪市会議長の 大内啓治でございます。

実り多き協議会になっていきますように、会長を補佐して、全力で私も頑張っていきますので、ご指導ご鞭撻を賜りますようによろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

(浅田会長)

ありがとうございました。

それでは、きょうは第1回目ということで、進め方、ロジスティックを中心にお諮りしていきたいと思います。

まず、会議の運営について協議していきたいと思います。

会議の運営につきまして、資料4をご覧くださいと思います。

これは、市議会あるいは府議会の日程、それから市長、知事の日程等に配慮いたしまして、月1回から2回で、3月まで10回程度開催するというスケジュール案でございます。原則1回を2時間ということにさせていただきたいと思っております。

それから、会場につきましては、原則、議会の委員会室を使わせていただくと。それで、大阪府と大阪市で交互にやっていきたいと思います。

それから、傍聴に関しましては、先ほど事務局のほうからの説明もありましたけども、傍聴を認める。配付資料、会議の議事概要は公表する。すべてオープンでやっていきたいと思っております。

協議会におきましては、委員の先生方みずからが資料説明や意見表明を行っていただき、お互いに議論するという運びを考えております。

それから、事務局は、各委員の具体的な指示のもとに、ご自身が提出いただく資料を作成、あるいは必要なデータ等の情報や資料の収集などを行うということを想定しております。

それから、委員の代理出席は認めない。ご出席いただいている委員の方々に協議を進めていくと考えております。

それから、別紙案に基づき、本協議会を今後運営していきたいと考えておりますが、この会議の運営について、案、資料4につきましてご意見がありましたらご発言願います。

それから、これから協議会をずっと通してインターネットで配信させていただいておりますので、まず、挙手していただきまして、私のほうから指名させていただきます。それで、マイクを通してご発言いただくようお願い申し上げます。

今、ロジ面で、会議の運営について、こちらの考え方を申し上げましたけども、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)

それでは、会議の運営につきましては、今、私が申し上げました資料4、それから、それを補足する形で発言させていただきましたけれども、原則、資料4にのっとりて進行をさせていただくということで、ご了解をいただきました。ありがとうございます。

ロジ面は資料4に基づいてやっていくと、次に、サブ面、中身のことであります。中身

に関して、協議会をどのように進めていくかということに関しまして、資料5をご覧くださいと思います。

資料5にお示しのとおり、3つの案、A案、B案、C案。A案は、会長が、私どものほうが論点を提示させていただく。それから、B案は、首長案のみ提示、市長、知事にご提案いただく。それから、C案は、市長、知事にご提案をいただいて、それに対して協議会の委員の先生方が案を提示していくという3つを想定しておりますが、私といたしましては、C案で進めるのがよいかと思っております。この点に関しまして、委員の皆様方のご意見をお聞かせいただきたいと思っております。

柳本委員。

(柳本委員)

今、会長のほうからご発議いただきましたC案ということで、それを絶対だめだと言うつもりは決していないんですけども、私といたしましては、B案をまず中心として考えていきながら、必要に応じて、各委員のほうで提案すべき事象があるときには出していくというような方法でいかがと思っております。ですから、最終的にC案を否定するものではないんですけども、といいますのも、論点によって、そもそもその方向性に対して反対の場合に、案というものの自体を出しかねる場合とかもありますので、そういったことも考えまして、基本、B案というか、首長から提案をいただきながら、そのときに必要に応じて出すというような形でお考えをいただけるのであればありがたいかと思っております。

(浅田会長)

そうしますと、B案ですと首長案のみ提示ということになっておりますので、他の委員の先生方から出していただけるとするには、とりあえず原則C案ということにさせていただきますと思います。

(柳本委員)

はい、それは結構です。そういうような考えを持ちながらC案ということでご理解いただきたいと思っております。

(浅田会長)

だから、首長案を出していただいて、各委員案が提示する、それは出しても出さなくてもいいと、必要であれば出していただくという形で進めさせていただきます。

他にご意見ございませんか。明石委員。

(明石委員)

首長案を出していただきたいと、これが1つと、もう1つは、次の議論する中であって、提案内容とか資料については事前に出していただきたいと。そして、会派内でも議論はしたいと思えますし、この推進協議会でも議論ができるように、初めてそこで提出されるんじゃないしに、事前にちょっと資料的なものは欲しいなと思えます。

そして、もう1つは、今回、先ほどちょっと説明もありましたけども、事前にお聞きし

ている内容もそうですけれども、回数が限られていますので、資料6をちょっと見せていただいても、テーマの数的にはたくさんありますので、だから、1回の議論ですべてを結論を急ぐということにならないように、十分議論がそこでできるようにしなければならぬなどと思っています。また、ある面で意見が詰まってきたときに、この件に関しては会長一任にしましょうと、このような話が出ないようにしていただきたいと思っていますので、この3点、ちょっと要望させていただきます。

(浅田会長)

そうしたら、事務局に確認しますけれども、案を委員の皆さんが何か提示したいという時に、資料として、次回の会合の何日ぐらい前にそれを出していただいたら何日前までに配付は可能というのは、大体わかりますか？

(事務局)

経験則で物を言わせていただくと、前回、昨年の夏にやらせていただいて、確実に例えば1週間前にお渡しできるとか3日前にお渡しできるということは、ちょっと事務局としてはお約束をしかねます。それは、委員の先生方とできるだけ速やかに案ができれば早く出せるということは確実に言えるんですけども、そこは、もしぎりぎりになっても、どういう形で運営いただくかというのは、ちょっと中でご議論いただくほうがありがたいかと考えています。

(浅田会長)

ぎりぎり何日ぐらい前やったら配れますでしょうか。

(事務局)

前回、最悪、当日というのもあったと思いますので、そういう場合は、前回は次回に回して、一度そこでプレゼンだけをしていただいて、議論は次回でやっていただいたというやり方もとっていただいたかと記憶をしています。

(浅田会長)

そうしたら、明石委員、次回の協議案件に関する資料等は、できるだけ早く配付することです。それが不可能な場合は、その資料に基づく議論を、次回、その次にやらせていただくということで進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、進め方、原則C案の、首長提案、それから各委員の先生方から提示していただくということで進めていきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

それで、今、明石委員のほうからもご発言がありましたが、次回の協議会は一番最初ですので、首長案が出てくると。これをもとにご議論いただくということになりますので、ご了解、お願い申し上げます。

それで、論点に関しましては、資料6をご覧いただきたいと思います。

これ、事務局のほうで用意してくれた大阪にふさわしい大都市制度の推進に関する条例に沿って、協議会設置の趣旨とか協議会の役割、協議会で取りまとめる基本計画の項目ご

とに考えられる論点を整理したペーパーが、資料6であります。今後、協議を進めていく上で、私ども会長、副会長の役割につきましては条例に規定されておりますので、その中身につきましては、先ほど述べさせていただいたとおりであります。プラス、委員の皆さん方の意見を引き出して、お互いの議論を促すことが私どもの役割であると考えております。

この協議会に与えられておりますマנדート、付託事項と申しますか、私どものこの協議会に付託されている中身につきましては、条例をお読みいただければ明らかであります。主として2点あると思います。1点目が、地域の実情に応じた新たな大都市制度に関する基本計画を策定する。それから、2点目が、国に対して制度提案を行うということになっております。委員の皆様方が地域の実情をどういう風に認識されているかということが、各論点に先立つ大きな論点になろうかと思っております。

それで、私のほうから、考えております論点あるいはどうしてそう考えるかということに関する認識、問題意識を披歴させていただくことをお許しいただきたいと思うんですけども、それに先立ちまして、この協議会にご参加いただいております委員の皆様方に、改めてでもないんですけど、ご認識を共有していただきたいと思っておりますけれども、こういう形で協議会が設置されるというのは、全国、もちろん初めてのことであります。それで、分権一括法が通ってから、地方分権ということに関しましては、中央の政党のほうも、大体進めていくというところで意見は一致しておると思っております。

それで、この分権一括法が通って10年以上たっているわけですけども、何が行われてきたかといいますと、主として団体自治に関して分権が進められてきたという風に私どもは認識しております。住民自治という観点から、新たに統治の仕組みをつくり直すと、統治機構を、こういう首長それから議員の皆さん方が集まって、私たちの住んでいる大阪について、問題点は何であり、どういう改善法が考えられるということを行行政組織という枠組みを通して考えていくあるいは提案していく初めての協議会であります。従いまして、私は、個人的には、これは歴史的な1日であるという認識でこの場に臨ませていただいております。

今まで、国の形、都道府県に関しては、明治以来、ほとんどその形が変わっていない。それから、市町村に関しましては、何回か、行財政基盤を強化していく、住民に近いところで住民サービスを提供していく、その決定と責任のあり方に関して、できるだけニア・イズ・ベターという考え方、近接性の論理に基づいて権限が地方に移譲されてきたという流れはありますけども、あくまで国が主体、決定主体が国であって、国が考える地方の形はかくあるべしという議論、問題意識のもとに分権が進められてきたという経緯があります。この点につきましては、出席されている委員の先生方はほとんど異論がないところだと、ある方もおられるかもしれませんが、ほとんどは異論がないと思っております。

ところが、住民自治という観点から、私たちが暮らしている町あるいは帰属しておるところの基礎自治体あるいは広域自治体というものの役割は何であるのか、それから、形としてどう形づくっていったらいいのか、できるだけ住民参加する形で、自分たちの町を、あるいは市を、府をどうしていったらいいのかというようなことを俎上に乗せて議論していく、これは初めての協議会であります。そういう意味で、申し上げますように、歴史的な第一歩を踏み出しておるという認識を私は持っておりますし、委員の皆様方にお

かれましても、そういう重要な会議であるというご認識は共有していただけているものだと思います。

この協議会の歴史的な位置づけにつきまして私見を述べさせていただきますけれども、とにかく住民自治を充実させていく必要があると。今まで、中央目線といいますか、中央の政党あるいは国が地方はかくあるべしという形で進めてきた団体自治あるいは住民自治に関しまして、地方の団体間で協議して新たな形をつくり上げていくという第一歩でありますので、何が問題になっているのかという地域の実情、条例のタイトルに大阪にふさわしい大都市制度という書かれ方をしておりますけども、大阪にふさわしいというのは、まさしく地域の実情に合ったということであります。地域の実情に合った新たな大都市制度を作っていく。

何でこういうものが必要であるのか、皆さん何でここにお集まりいただいているのかというところに関しまして、私どもの問題意識を述べさせていただきたいと思います。地域の実情を私どもはどう考えているか。

これは、大阪を取り巻く経済とか景気の状態が極めて悪いというところが、まず原点にあると思います。いろいろ経済指標あるいは国民、市民、府民の豊かさを示す指標というものがありますけども、例えば1人当たり県民所得にしても、1世帯当たりの所得にしても、大阪市、大阪府、決してよくないです。よくないというか、悪化を続けております。その経済指標、景気指標が決してよくなる、悪くなっておるということから派生して、社会的な指標、失業率とかそういうこともそこに入れていいのか、問題があるかと思えますけども、失業率が高いですし、雇用機会が少ない、それから消費性向は少ない、生活保護率が高い、犯罪発生率が高い、何を見ても、経済指標の悪化が原因となって、そこから派生する社会指標がおしなべて悪くなっているという現状認識については、今の大阪がこれでいいと考えておられる委員の皆さんはおられないと思います。

従いまして、どうしたら大阪を再び成長の軌道に乗せて、これが一番重要なことではありますが、人々の暮らしを明るくものにしていくのか、希望を持てる未来のある大阪にしていくにはどうすればよいのか、そのために大阪府、大阪市は何ができるのか、どうあるべきなのかということを改めてこの協議会を通して考えていく、そうして、新たな大都市制度に関する基本計画をここで定めるということにつながっていくのだと考えております。

それで、低迷の要因等につきましては、東京一極集中の加速とか、産業構造の構造転換、高付加価値型産業への転換が遅れているとか、いろいろ指摘されておる問題はあると思えますけども、それらに対しまして、大阪府と大阪市が十分に協調することなく、市域あるいは市域外でばらばらに施策展開を行って、いわゆる二元行政の状態にあったことが大きな原因であると考えております。

大阪府域に占める大阪市域の比重は、極めて高い。大阪というところ、大阪府域全般を見渡したときに、大阪市の果たしてきた役割は非常に重要であったと思えますし、これからも非常に重要であることに違いはないと思えます。それで、大阪というと大阪市であった時代というのはあるわけですね。高度経済成長時代が始まる前、あるいは昭和30年あたりまでですと、大阪と言えば大阪市を意味した時代は、今の行政の統治機構の面から考えても、十全に大阪市、大阪府というのは役割を果たしていたと考えておりますけれども、現在の大阪府域の例えば事業所集中エリアとか大阪市への10%通勤圏という言われ方を

しておりますけれども、これはまた改めてそういう図表をお示しするとよくわかりただけだと思うんですけれども、大阪市域を越えて事業所集中エリアが広がってしまっていると。大阪市内への通勤圏を考えた場合も、これは大阪市域だけでなしに、近隣府県にまで及んでおるといような現状がございます。これまでのように、市域は大阪市、市域外は大阪府が、それぞれ別個に都市の経営を行っていくということで、府域トータルで見る視点がないというのが、二元行政と言われるゆえんであると私どもは認識しております。

あわせて、住民のガバナンスといいますか、コントロールのもとに、地域ニーズに合った、きめ細かく、総合的な住民サービスを展開できる基礎自治体が必要という認識に関しては、委員の皆さん方もその思いを共有していただいていると思います。そのために、現行の制度内で可能な広域行政の一元化を進め、あわせて、様々な考え方、委員の先生方をお持ちやと思います。それをこれから議論していくわけでありまして、あくまで、そういう恒久的、安定的な仕組みにするためには、大阪にふさわしい大都市制度を実現していくことが必要であると考えております。従いまして、条例で決められております新たな大都市制度に関する基本的な計画をここで作っていくと。新たな統治機構、統治の仕組みを作り直していくという作業をこの協議会を通してやっていただくというのが、私の認識であります。

お手元に資料を置かせていただいておりますけれども、大阪府におきましては、一昨年、有識者の方々に集まっておきまして、大阪府自治制度研究会というものを設けて、大都市制度に関する議論をやっていただいております。中身に関しまして、例えば昨年4月の統一地方選挙では、何とか大阪を変えてほしいという多くの声をいただいて、大阪府議会の中に大阪府域における新たな大都市制度検討協議会を設けて、これは議論を深めてきております。残念ながら、大阪市会のほうではそういう検討協議会を設けていただくことはできませんでした。

11月に、既存の国の法制度を前提にして、政策運営あるいは行政改革を議論するという、これまでの首長選挙の枠を超えて、地域住民の皆さん自らがどのような制度が望ましいのかを考えていただく判断材料にさせていただくという意味で、知事選挙、市長選挙が行われました。そして、その結果を踏まえて、今回、本協議会の設立に至ったわけでありまして。

事務局のペーパーにも書いてありますけれども、自らが条例を制定したと。議会という議事機関の決定だけでなしに、大阪府あるいは大阪市という団体の意思が、この条例の制定で確定されたわけでありまして。それに呼応しますように、国のほうでも地方制度調査会における大都市制度議論が行われておりますし、議員立法による手続法の動きが活発化しております。こうした動きも十分踏まえつつ、これを先取りする形で、皆さん方とともにこの協議会を通して取り組んでいきたいと考えております。

今、申し上げましたが、地方制度調査会や、あるいは議員立法関係、自治法改正案あるいは特別法の立法につきまして、資料を机上に配付させていただいておりますので、今、国会でどういうことが議論されておるのか、どういう法案が出されておるのか、中身はどういうものであるのか、ご参考までにご覧いただきたいと思っております。

これから、具体的に委員の先生方と十分に議論しながら、地域の実情に応じた新たな大都市制度の基本計画を策定する、それと、国に対する大都市制度に関する必要な提案を行



っていく、これが当協議会に付託されております案件の中で一番特筆すべき重要な2点であると認識しております。

以下、基本計画の項目ごとに、次回は首長案が提示されるということで、次回あるいは次々回からの協議の論点になろうと思われる内容を事務局でまとめていただいております。それが資料6の3番目の基本計画の項目、基本計画につきましては、条例の第10条で定められております。皆さんそれぞれご意見をお持ちであるというのは重々承知しておりますので、次回あるいは次々回以降、活発にご議論いただくためのきっかけということでご容赦いただきたいと思います。

大都市制度の基本的な方針に関すること、今、基本計画の項目ごとの論点というところをご覧いただきますと、(1)から(5)までに、大都市制度の基本的な方針に関することから始まって、新たな大都市制度についての手続に関すること、5番目まで、基本計画の項目ごとの論点として挙げてもらっております。

まず、1番目の、大都市制度の基本的な方針に関しましては、大阪にふさわしい大都市制度の態様はどういうものであるのか。具体的には、広域自治体と基礎自治体の機能を併せ持つ一層制でいくのか、あるいは広域と基礎自治の二層制なのか、現行の府県と政令市の間で役割分担の見直しとか行政の形態を改革する都市内分権等の改革をどう進めていくのかという論点が、事務局のほうから示されております。このほかにも論すべき点はあるかと思えます。私といたしましては、一層制で広域と基礎の両方を担うのは限界があると。やはり、広域自治体と基礎自治体の役割分担を明確化して、二層制にするのがよいのではないかと考えております。

次に、広域自治体のあり方に関しましては、これからの広域自治体に求められる役割はどのようなものか。グローバル化とか少子化とか高齢化とか、いろいろ時代の課題というものが考えられます。ここから、まず基礎自治というのを考えるのが重要かと思えますけれども、二層制であるならば基礎自治と広域の役割を明確化していく、とりわけ大阪府と政令市である大阪市の関係、地下鉄などのいわゆる高次の都市機能も担ってきていただいていた大阪市であります。こうした広域機能をどうしていくのか、一元化すべきか、一元化する場合、どのような方法が考えられるのか、制度的にどうあるのかという論点が書いてあります。

もちろん、論点はこればかりではないと思えます。委員の皆様方におかれましては、独りで、こういう論点があると、この論点に関して基本計画へ結びつけるようにどうして議論していったらいいのかお考えいただきまして、論点提示をいただければありがたいと思っております。

広域に関しまして、次に、基礎自治のあり方に関しましては、これからの基礎自治体に求められる役割はどのようなものかという書き方をされてありますけれども、これは、私から言いますと、求められるというより、これは供給者側の発想であって、住民目線から言うと、ちょっと問題があるのかなと思えます。住民自治ということを申し上げておりますが、住民自治の仕組みを行政組織の中にどう埋め込んでいけるのかというのが、基礎自治体のあり方に関して重要な論点になっていくと思えます。

それから、規模とかエリアの観点から言いますと、政令市である大阪市のあり方をどのように考えるのか、これが一番重要な論点になろうかと思えます。それから、同様に、大

阪市以外のその他42の府内市町村のあり方をどう考えていくのかということも重要な論点になろうかと思っております。

大阪市は、大き過ぎて、私も市民であります、住民から遠い存在になっているのではないかという実感を持っております。一方で、現在の区役所は、単なる出先機関の役割しか果たしておらないと。これを権限とか財源、体制面、また住民自治を充実させるという点で、抜本的に改めて、新たな区に再編していくべきではないかと思っております。

それから、4番目の、議会のあり方に関しましては、広域自治体のあり方、基礎自治体のあり方という、あり方と強くかかわってくるわけでありましてけれども、そういうものを踏まえた議会のあり方はどのようなものであるのかという論点が示されております。今後、議会として一層充実していくべき役割はどのようなものか、コストとの兼ね合いをどうするのかといった観点から、住民代表たる議員として真剣に考えていくことが必要であると考えております。

最後に、新たな大都市制度に関する手続きに関すること、5番目の項目に関する論点がありますが、大阪にふさわしい大都市制度、地域の実情に合った大都市制度を実現するための手続きに関する法制度として、どのようなものが考えられるのか。これは、国に対して提案していくという部分に入る2番目の大きな役割の1つの柱であると思っておりますけれども、どういう風にして新たな大都市制度を実現するために手続法を整備していただくのかということが、非常に重要な論点になろうかと思っております。

今、事務局が用意してくれました資料6、今後の協議に当たって考えられる論点につきまして、私の考え方もつけ足しながらお話をさせていただきました。あくまで次回以降の議論を促すという意味合いで、私が考えておる論点を申し上げさせていただきました。今後、この協議会で、今、私どもが述べました、あるいは事務局ペーパーに書かれておる論点以外の論点も当然あると思っておりますので、協議会の委員の皆様方に提示していただきまして、重要な論点に関して、この協議会で議論を重ねていきたいと考えております。

会長が何を1人うだうだしゃべっているという顔をして見ておられる方がおられますけれど、僕は、次回以後、発言できません。発言できないから、この際言わないと機会を逸しますので、ご容赦いただきたいと思っております。会を代表し、会務を総理するという何か難しい総理大臣みたいな書かれ方をしていますが、要するに、私の発言の機会は、もうちょっとでやめますけれど、それから、最後ぐらいしかありません。とにかく、江戸城の無血開城、勝海舟と西郷隆盛の間で行われた、そういう歴史的な協議会の第一歩、ここに誰がおったというのが100年後の歴史の教科書にひょっとして載るかもしれませんので、ここでこういうことが決められた、大阪は生き延びた、制度をこういう風に変えたからだという、歴史の教科書に載せていただけたらいいと思うんですけども、とにかく、冒頭から何回も申し上げておりますけれども、今まで集権官治という言葉方をしております。中央集権、官が治める、そういう形で100年間続いてきて、それがちょっとほころびが出てきたので、分権自治の方向に、ちょっと流れを、方向性を切りかえていくというところに、今、差しかかっていると思っております。集権官治という考え方の対立概念が分権自治であると思っております。その分権自治の、堅い行政用語で言いますと、あるいは法律用語で言いますと、そういう言い方になると思うんですけども、自分たちが住んでいるところをどういう風にしていくか、自分たちが関わっている行政サービスは、だれがどういう形で提供するのが

住民にとって一番いいのかということを経民代表である首長お二人と議員の先生方を交えて議論して、結論を得て、基本的な計画を作る。それを国に提案していく。実現されたら、地方が、自分たちの団体自治が行われる組織、そこで住民自治が拡充できる組織、そういうものを本当に作っていくことができるんやなということを経他の団体に対して身をもって示すことができるわけですので、それだけ重要な協議会であると考えております。

異論、いろいろお持ちの方おられるかと思ひますけども、これからご提案をいただき、あるいは、単に反論でなしに、反論を含むところのおれらの考える計画はこんなんやというところにまで至る議論をこれから皆さん方に展開していただくことを希望いたしまして、まだ、今日は市長のご予定がありますので、2時半までということで、もうちょっとしゃべりたいんですけど、この辺で。私の思ひを言う機会がないわけですので、ご容赦いただきたいと思ひます。これから、次回、首長案が出される、そこから本格的な議論が始まるイントロの部分で、まず、私の思ひを述べさせていただきますけれども、この際、委員の皆様方から、運営のロジ面とサブ面、進め方、それから中身の提案の仕方等についてご了解はいただきましたけれども、その他のところで何かご発言等ございましたら。木下委員、どうぞ。

(木下委員)

非常に懇切丁寧なご説明をいただきましてありがとうございます。

この会は、府議会と市議会が1つのテーマで同じテーブルに就いて議論をするということで、そういう意味では、市長も知事も入っておられて、ある意味で言うたら大阪府と大阪市の公選職の集まりの会になるわけでありませう。ただいま会長からお話があったように、これからの大阪の行く末を占う非常に重い議論をしていくことになるんだろうと思ひますが、実は、この会議の公開についてというところのペーパーを読ませていただきますと、配付資料、会議の議事概要は、会議終了後に府市のホームページに掲載しますと書かれてあります。この会は、議事録というものは作成されないのかどうか。非常に、そういう意味では、議事録はきちっと作成をした上で、後々残しておく必要があるのではないかと思ひますが、そこの対応だけ教えていただけませうか。

(浅田会長)

議事録は作成いたします、当然。

(木下委員)

そういうことならいいです。わかりました。

(浅田会長)

林委員。

(林委員)

歴史的な協議会のスタートにあたりまして、意見だけちょっと述べさせていただきますと思ひます。

この協議会の議論を進めていくに当たっての最大のポイントといたしますか、我々、心していかなきゃならない点というのは、この大都市制度そのもののあり方、また、なぜ変えていかなきゃいけないかということについて、視点は、大阪府、大阪市、大阪府民、市民のためにどういうメリットがあるのかということを中心に重点を置いて議論をしていかなきゃいけないんじゃないかなという風に思います。そして、また、これまで、大阪府、市の政策的な一致ができなかった、議論は重ねてきましたけれども、なかなか思うように進まなかったという点、そして、また、広域行政を2つの自治体で担ってきたこと、その中で、260万という巨大な規模の基礎自治体では、当然のことながら住民自治がうまくいってなかったということも明確になってきておりますので、そういった点、これを変えていくということについて、府民や市民の生活がどのように変わっていくのかという、やはり、方向性といいますか、メリットをきっちり議論できるような、そういった積み上げが大事ではないかなと思っております。

それから、当然の事ながら、この協議会の委員さん、また、これからの方向性を期待されている方々、この大阪を変えていこう、再生していこうということについての認識というのは、私らとも共通していることだと思います。そういった共通認識のもとで、立場それぞれ、これから、次回、首長提案がなされると思うんですけども、その首長提案をもとに、しっかりとそういった視点をもとに、我々としてもできるだけ提案型で議論の場を作っていきたいなと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。意見として述べさせていただきます。

(浅田会長)

ありがとうございました。

別に、単に意見だけでなしに、これから、協議会を通して、林委員、今おっしゃったことを委員として提案して議論していただいたらいいわけですので、ぜひよろしく願い申し上げます。

その他、ご発言ございませんか。花谷委員。

(花谷委員)

大阪市長さん、大阪府知事、我々議会がこうして一堂に会してこういう協議の場を持つというのは、ほんとうに意義深いものだと思います。我々も、自民党として去年4月の統一地方選挙でこういった形を提案しておりましたので、ここでしっかりと議論をしていきたいと思っております。

その中で、我々は、常々、広域行政の一元化、二重行政の無駄があるのであれば、それを省くため、制度を変えないでもできるんじゃないかということはずっと言ってまいりましたし、どうしても制度を変えないとできないことがあるのであれば、その時に協議をしようということを常々言ってまいりましたので。

会長から論点を1から5まで提示していただいております。この論点の順番、会議を重ねていく上での順番というのは、私は、制度論に入るまでに、一元化すべき広域行政は何なのか、もしくは府と市が重なっている二重行政それぞれの市と府の立場でどう考えているのか、そういうことを協議していく必要があるんじゃないかなと。そういうことをする作

業があって、今、林委員がおっしゃっているように、府民にとってのメリット、デメリット、大阪市民にとってのメリット、デメリットが明らかになって、その上で大阪にふさわしい大都市制度というのがおぼろげに見えてくるんじゃないかなと。先ほど会長がおっしゃったように、大阪が疲弊しているのは、あたかも大阪市があるからだという、その断定的なことに至るまで、ここに資料を3冊ほどいただきましたけども、あくまでも大阪が元気がなくなったというのは府の視点ですので、大阪市がどのようにお考えになっているのかということをお話を我々府会議員としては一たん聞かせていただきたいなど。これまで、我々も、党として、府会議員、市会議員もしくは市の職員さんとも議論を重ねてきました、府会議員として。そのときの大阪市の職員さんたちが非常に抵抗されていた部分があるので、そのあたりも、市民の立場として、大阪市としてどんなお考えだったのかということも聞かせていただくのが、まずスタートじゃないかなと思っています。

それと同時に、そういう形でどこから議論を始めるかというのをちょっとお決めいただけたらありがたいなという点と、もう1点は、この基本計画の論点の中で、やっぱり、区割り、維新の会さんは、大阪市を分割すると、幾つかの行政区をまとめるんだとおっしゃってしまっていて、都構想を進めて、制度設計をされる中では、この区割りが原点で、区割りが決まらなかったら、制度設計、具体的なことはできないと思うんです。ちょっといろいろと事務局の方にお話を聞かせていただくと、大阪市の事務所、出先機関のようなものがあるので、それをもとに、幾つかのシミュレーション毎に財政調整なんかを議論していただきたいというようなお話も聞かせていただいていたんですけども、それぞれ、府会、市会で議決して条例まで作って、そして、今、会長がおっしゃるように歴史的なこの場ですので、そんなシミュレーションの議論を重ねていくという場ではないと思うんですね。だから、責任を持って首長さんから区割り案を出していただいて、この区割り案を基に制度設計をするんだというような会議の進め方をさせていただけたらと思っています。

(浅田会長)

大橋委員。

(大橋委員)

大橋でございます。

ただいまの花谷委員のご意見もあろうかと思えます。しかし、そこに至るまでに、大阪の大都市制度における問題点というのをまず浮かび上がらせる必要があるだろうと思えます。大阪の現行制度内ですべてよしであれば、この協議会は必要がそもそも疑問視されることでありましてね。我々といたしましては、これまでの大阪が、明治維新以来130年、この統治機構のありようが良かったのかどうかという、振り返って、反省に立って、新しい統治機構が必要になるのではないかという問題提起に立って、それぞれの地域の実情に応じた制度とは何ぞやということをお話をしようと考えているところでありまして、第30次の地制調でも、それぞれの地域の実情に応じた大都市制度は必要であるというようなところまで言及されております。だから、そこまでの議論を飛ばして、あたかも制度論ありき、区割りがありきということではないんだらうと感じておりますので、この際、発言をさせていただきます。

(浅田会長)

ありがとうございます。

木下委員。

(木下委員)

区割りの議論はしないんですね。どうなんですか。結局、この会の一番のコンセプトは何やと言うた時に、大都市の今後のあり方を議論するための区割りも視野に入れた話ではないのかなと我々は思って臨んでいるわけですよ。今の大橋委員の話であれば、区割り論は外してこの会を進めようとされているのかどうか、その論点だけきちっと整理していただけないか。

(浅田会長)

ちょっと待ってください。次回、首長案が出てくると。首長案を出していただいて、それをもとに議論していくと。論点に関して私が申し上げましたけれども、たとえでありまして、こういう論点があるだろうということについては申し上げましたが、首長案が出てきて、これが論点ということは委員の皆様方がご提示いただいたらいいことでありますので、もちろん何が含む、含まれない、そういう判断はここではできません。出てきてから。はい、どうぞ。

(木下委員)

僕は、だから、いわゆるそれを排除するというような話の中で、排除の論理の中での議論の場ではなくて、すべて、大阪市側も、大阪府側も、それぞれのお立場の中で問題点をこのテーブルの上にみんな乗せましょうよと、その中で、みんなが、知事や市長も含めて議論を重ねていきましょうということやと認識していたので、この部分は除きますというような話が初日から出てくるようなという議論にはならないと思うのでね。

(浅田会長)

いや、もちろん……。

(木下委員)

だから、排除はしないわけですよ。

(浅田会長)

木下委員のおっしゃるとおりです。

大橋委員。

(大橋委員)

誤解されているようであれば改めまして申し上げますけども、結果としてどういう形のもので議論として出てくるのか、それはこの先のことだと思うんです。だから、それをまず求めて議論するというのではないだろうとご指摘申し上げたところでありまし

てね。

(木下委員)

ちょっとわかれへん。だから、余計話がややこしなってわからんようになるんですけど、要は、区割り案をしないというようなご発言があったから、区割り案を排除するというような議論の前提でこの議論が進むのではなくて、区割り案も排除せずに、議論のテーブルに乗ったらみんな協議しましょうよという会ではないんですかということをおは申し上げているんです。

(浅田会長)

そのとおりですと申し上げます。

(木下委員)

そういうご説明やったですよ、会長さん。

(浅田会長)

はい、そのとおりです。

(木下委員)

だから、このテーマは排除しますということではないと僕は理解しているので。

(浅田会長)

違います。  
橋下委員。

(橋下委員)

区割り案につきましては、当然テーブルに出しますけども、時系列でどの時点です出すかなんですよ。今の花谷委員のお話だと、区割り案を出してからじゃないと議論は始まらないというような、そういうニュアンスだったので、それは違いますよと、それはいろいろ論点の整理の順番等いろいろありますし、区割り案についても、今、僕自身が各局に指示を出しているのは、今、公募区長という新しい区長の選任の仕方をやって、プロセスを踏んでいます。この公募区長というものは、これから、大阪市政改革で初めての試みなんですけども、局長の上に立つような形で区長を置くわけですね。これからは、当該選出区の市議会議員、府議会議員と区長が区政運営を担ってもらうというような、大阪市政改革の本当に一番の肝の部分をおこれからやりますが、この公募区長に1年間かけて3案大体決めてもらいたい。それは住民の皆さんの声をしっかりと聞いて案を作らなければいけませんから、ただ、1案にまとめるというのが無理であれば、3案ぐらいを作ってもらって、最後、決定するのは僕なり市議会なりが決めますけれども、それはやっぱり時間がかかります。ただ、その時間の間、一切議論しないのか、何事も議論しないのか、それとも、区割り案というものは作っていきますけれども、それができるまでの間に議論すべきところ

は議論をするのかというところなんですよ。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

橋下市長、私、会長にお願いしたのは、10回を目途にと。市長がおっしゃっているのは、この8月に公募区長が決まって、それから1年というたら、過ぎていますよ、これ。だから、我々は、広域行政を一元化すべきものは何なのか、二重行政の無駄というのはどこにあるのか、これを突き詰めていって、現行制度でも解決できるんじゃないか、統合本部でやってはりますよね、府市統合本部で、それはすごくいいことだと思いますし、そこに我々が意見を言う場でもあってほしいなという思いはあるんです、この協議の場がね。だから、そういうことを踏まえて、制度設計というのであれば、区割り案がなければ、財政調整機能をシミュレーションなんかでやっているような、そういう協議の場ではいけないんじゃないですかと問題提起したわけで、そんなことを言うていたら議論に入れないんじゃないかというのは、これは、会長にこのスケジュール感も変えていただかないといけないんじゃないかなと思って意見をさせていただいたんです。だから、もうちょっと早目に、公募区長に、1年と言わずにやっていただくなり、去年11月にダブル選挙があつて、そのときには特別区をこうやるんだという選挙をされたわけですから、そこから半年たっているんですよ。だから、少なくともお二人の考えをお出しいただいて、その後、松井知事は、私が代表質問で尋ねたら、区割りは住民投票で決めますとおっしゃっているので、住民投票で区割りを決めていただいて、それから財政調整の議論に入らないと、やっぱりこの協議会の位置づけというのはすごく軽いものになるように思いますけど。我々が提案していた大阪広域戦略協議会の目的であれば、今おっしゃっているような進め方で私は十分だと思っていますけども。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

冒頭に明石委員からいろいろと事前に資料も提出をして、問題点についてのしっかりとした認識、自分自身で知識も取り入れるために、いろんな資料提出ということで言われたと思うんです。それで、今、花谷委員が言われている二重行政の問題点、二元行政の問題点、デメリットは、昨年度の大都市制度検討協議会で、共産党さんまでが入った中で、問題点の論点の整理はこれにでき上がっておりますので、ここは、結局、昨年出てこられなかったというところで、ちょっと知識が取り入れられていないかもしれませんが、やっぱり議論をしていく事前の前提として、ぜひこれを、部局の方、幾らでもレクを受けて説明できますので、この中で問題点をしっかりとご自身の問題意識の中に取り入れていただかないと、議論がちょっと前に進まないの、ここは資料を配っていますので、これはほとんど問題点全部入っていますよ、これ。今までの問題点も。



(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

花谷委員。区割り案は、できる限り早目にテーブルに乗つけるように、それはマネジメントします。ですから、最終確定するのに大体1年ぐらいというスパンを考えていましたけれども、公募区長が誕生した瞬間から区割りの議論をしてもらいますから、途中経過、途中経過、必ず出していきます。途中経緯で3案かそれぐらいにまとめていくような話を出していきまして、財政調整の話とかそういう規模論になってくると、30万とか40万とか、大体そういうので見えてきますから、この10回か何かのこの会が終わってから出しますというのでは、これは失礼きわまりないですから、公募区長が誕生して、それはその都度その都度、途中経緯のものを出していきますので、それは同時並行でちょっと議論をさせてもらいたいですけどもね。それが完全に固まるまでは何もできないということではないと思うんですよ。いろいろ議論しなきゃいけないものもあるし、もっと言えば、二重行政の問題、いろいろ、制度論が始まる前に、何が問題点なのか明らかにしなければいけない、これはおっしゃるとおりです。でも、これは、知事と市長をやってみて、もう既にこの2つの組織があることによって、やっぱりこれが問題だなということは、山ほど感じているものがあるんですね。ですから、そういうものも、区割り案がしっかり固まる前に、また、公募区長が誕生して、ある程度のシミュレーションが出る前にこのテーブルに出してもらって、大阪府庁、大阪市役所というこの2つの存在で行政がうまく回らないところ、また、そう感じたところ、そういうところも議論していただきたいんですけどもね。一切それまで議論がストップするということになると、区割りの話はもちろんしなきゃいけません、区割りの話をする前の段階で、今、花谷委員がご指摘のとおりいろいろな問題点についても、もう議論しなきゃいけないと思うんですよ。何が問題なのか、府議会、市議会の問題点、市内選出の市議と府議のいろんな問題点ありますよね。そういう問題も、もう始めていったらいいんじゃないでしょうかね。

(浅田会長)

清水委員。

(清水委員)

今、今後の議論の進め方のスケジュール感の問題でちょっとご発言がありましたので、私も、ちょっと先ほど気になっていたのは、大阪市のほうで市長が公募区長に具体的な検討を指示されると。先ほど、1年間のスパンをかけて何とか結論を出したいと。さっき、花谷委員もおっしゃったように、私は、この10回ないし3月末までの会議の中でどうリンクさせるのかというのは、非常に気になっていました。ただ、早うせえとか遅うせえという意味じゃなくて、きちっとそれをはめ込んでいったときに、せっかく公募区長さんが真摯に議論されて、制度設計されたことが、ここで、議論の場で反映できないと何の意味もありませんし、逆にこっちで何か方向性を決めてしもうて、大阪市に対して議論の方向性を強制するというのも、また変な話ですしね。その辺の議論の進め方と、具体的に大阪

府、大阪市のそれぞれの議会なり首長さんなりとのやりとりとどうかみ合わせていくか、この辺、ちょっと会長のほうで、今後の進行計画、ある程度また考えていただいて、この会で一定の結論を出していくということで作ったわけですから、せっかくそうしたそれぞれの大阪市、大阪府の議論が生かせるような進め方をぜひお願いしたいと思います。

(浅田会長)

はい、わかりました。ありがとうございます。

そのほか。明石委員。

(明石委員)

今、清水委員からも話がありましたが、やっぱり、大阪市の中で新区長が区割り案を考える、これは大きな話なので、その進捗状況がどこまでいくかというのも想定できません。ただ、大都市にふさわしいあり方をどんな角度からするのかという首長案を出していただいて、その中で、例えば、これは区割りにかかわることだから、ちょっと議論を横に置いておきましょうというのもありきだと思うんですね。だから、まず初め、首長案をしっかりと見せていただいて、議論できることからやらせていただきたいとは思っているんですけど、それはみんな同じ意見だと思いますので、ただ、やっぱり区割り案は大きいという大多数の意見は、皆さん、どこかの中で、心の中でお持ちなので、それについては、この会議体で出た結論、意見が影響を及ぼさないように、しっかりと市民の意見を組み込んでいただいて、その中で区割り案を進めていただくという形で、まず首長案を見て議論をさせていただきたいと思うんですけども、木下委員、意味合いはそうですね。

(木下委員)

そうです。いや、これは……。

(浅田会長)

発言は許可を得てからしてください。

木下委員。

(木下委員)

僕は、あくまでこの協議会というのは非常に全国的にも注目をされている協議会で、このテーブルの上になんな課題が乗ってくるのかということも注目を集める部分があるんやろうなと思っているので、いわゆる事前の段階からこの項目については外しますというようなことではなくて、とりあえず全部このテーブルの上に乗せましょうよと。その中でみんながいろんな角度から協議をしていったらええんと違いますかというような思いで臨んでいるので、さっきの大橋委員のあれにはかみつきましたけども、排除の論理ではないですよと。そういうのが、結局それぞれお互いの膿をそこへさらけ出しながら、これからの大阪に向けた前向きな議論をしていこうというような協議会やという理解をしているのでね。だから、その部分でちょっと大橋委員にかみつかせていただきましたけども、排除のあれではないんですということだけはご認識をいただきたい。

(浅田会長)

はい、よくわかっております。

坂井委員。

(坂井委員)

会長のほうでちょっとタイムスケジュールを作っていただいたら、そうすると、ある程度、今の議論というのは整理していくと思うんですよ。事務局のほうも協力してもらって、各委員の個別の意見も含めて調整していただいて、次回までには会長案というのをお出しいただいたらどうでしょうか。

(浅田会長)

はい、わかりました。ただ、区割りあるいは公募区長の件につきましては、にわかには、ちょっとどの時点で議論の俎上に乗せるということが言えない、確定できない部分もあるということをご了解いただきたいと思います。

はい。

(松崎委員)

松崎です。

区割り案もいろいろ出ているんですけども、私は、個人的に、去年の4月の選挙、そして11月の市長選挙と、いわゆる区割り案を含めた都構想に対して反対という立場での選挙をさせていただいておりましたし、私の支持をいただいている方々には、やはり大阪市を分割するということに対しては反対の意見の方がほとんどであります。これは、私ではなくして、そういった立場の方もいらっしゃると思います。しかし、あえてこの会議に出席をさせていただきましたのは、やはり大阪市会で条例が可決をされました。これは、やはり、我々議員にとっては非常に大きな重いことでもあります。それとあわせて、この会議に出席をさせていただいて、いわゆる区割りありきではなくして、大阪市、大阪府の二重行政が、どういうものが、今、府市統合本部でいろいろとあぶり出しているのがありますので、そういったことも含めて議論をさせていただく上において、市民にとって、また区民にとって、そして大阪府民にとってどういうのが一番ベストな行政のあり方であるかということも議論させていただくのが一番いいのではないかと。そして、その前提に、何があるかわかりませんが、あんまり性急にすべてをまとめ上げて、そして、そのことで、えいやでやってしまうのではなくして、やはり1つ1つ段階を踏んでしっかりとやっていただきたいということだけ申し上げたいと思います。

(浅田会長)

山中委員。

(山中委員)

確認したいんですけども、3月まで10回程度で、それで終わりと受け取られるような発言が結構あったと思うんですが、私が説明を事務方から受けているのは、そういう意

味ではありませんと、3月までは10回程度という意味であって、これで終わりという、だから、ここまでで何か結論を出して、この協議会の任務が終わるという意味ではないとお聞きしているんですけども、そのところをちょっと。大事なことだと思うんですね。これで10回で終わってしまうんだったら、歴史的な仕事なんてとてもできないと思いますし、ちょっとそこを確認させていただきたいんですけど。

(浅田会長)

歴史的という認識はあります。10回でまとまる可能性もありますし、20回かかる場合もありましょうし、5回で決まる可能性もあると思います。すべての可能性は排除しません。

ほかにご発言ございませんか。高山委員。

(高山委員)

知事がちょっとおっしゃいましたことで、1つだけ確認。この報告書、先ほど申されましたね。これでもって首長案じゃないですよ。

(松井委員)

いや、違います。

(高山委員)

違いますよね、当然ね。

(松井委員)

ここは……。

(浅田会長)

発言は許可を求めてください。

松井委員。

(松井委員)

高山委員、これ、去年1年かかって、先ほどから二重行政や二元行政の問題点を本当に中身を議論しているんです。これ、資料も全部ついていまして、例えば基礎自治体の規模の部分についても、どの区とどの区という話はしていませんが、様々な数字の中で、30万人が一番、分母の方、コスト・アンド・バランスのところでは効率いいということの、それを示すような資料も全部ここに入っているんです。だから、先ほどの区割りの話でも、それじゃ、6万の方が住民には近いですよ、市民の数が少ないから。でも、それとコストがバランス合うんですかと。自立ということを考えれば、この程度の規模で1人1人の負担はこうなりますよということまでついていきますので、その辺の予備知識はぜひ入れていただきたいということです。

(浅田会長)

ほかにご発言ございませんか。ないんですか。

一応、首長案が出てからということですか。本当にいいんですか。

それでは、第1回目の協議会、この辺で閉じさせていただきます。

済みません。閉じかけたんですけど、次回の日程を。資料7をご覧いただきたいと思えます。

事前に委員の皆さん方のご都合を聞かせていただいて、議会の日程等も勘案いたしまして、5月17日木曜日の10時45分から12時45分ということでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

(浅田会長)

それでは、次回は、5月17日木曜日の10時45分から開会させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。本当に終わります。